

強度行動障害者等の受入れ環境整備事業補助金交付要綱

8 福祉障地第 9 0 号

令和 8 年 4 月 2 1 日

(通則)

第 1 条 東京都（以下「都」という。）は、強度行動障害者等の受入れ環境整備事業実施要綱（令和 8 年 4 月 15 日付 8 福祉障地第 45 号。以下「実施要綱」という。）に基づき、障害福祉サービス等事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 強度行動障害者等の受入れ環境整備事業補助金は、指定短期入所事業所及び指定共同生活援助事業所において、強度行動障害者等の重度障害者の受入れに必要な居室環境等の整備に要する費用を補助することにより、その受入れを促進し、もって障害者（児）の地域社会における自立生活を助長することを目的とする。

(交付対象事業)

第 3 条 この補助金は、実施要綱に定める事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

(補助事業者からの除外)

第 4 条 次に掲げる団体は、補助事業を行うもの（以下「補助事業者」という。）に含めず、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(交付額の算定方法)

第 5 条 この補助金の交付額は、次の第 1 欄に定める基準額と、第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場

合には、これを切り捨てるものとする。

第 1 欄（基準額）	第 2 欄（対象経費等）	第 3 欄（補助率）
500 千円	実施要綱第 3 条に定める環境整備に必要な備品購入費、施設・設備改修費、その他環境整備に係る経費で都が認めるもの	8 分の 7

（補助金の交付申請）

第 6 条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第 1 号様式）に関係書類を添えて、別に指定する期日までに知事に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第 7 条 知事は、前条の規定による補助金の申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、第 5 条の規定により交付すべき額を算出の上、第 9 条に掲げる事項を条件に、補助金の交付を決定し、その決定の内容を申請者に通知するものとする。なお、補助金の交付を決定する場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項につき、修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（申請の撤回）

第 8 条 申請者は、前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の日から 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

（補助条件）

第 9 条 第 7 条に定める交付決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別紙の補助条件を付するものとする。

（申請のみなし取下げ）

第 10 条 知事が第 6 条に定める交付申請書を受け付けた後、申請書等の不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（実績報告）

第 11 条 補助対象事業者は、補助事業の実績に関し、指定する期日までに別記第 2 号様式による実績報告書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 12 条 知事は、前条の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 13 条 知事は、前条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

(補助金の支払)

第 14 条 知事は、第 12 条で決定した補助金の額を、補助事業完了後に確定払により交付する。

なお、申請に係る内容の不備による振込不能等があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、その内容等の補正が行われず、支払ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(事業完了後の調査等)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の完了後であっても、都の求めに応じて、調査等の依頼に協力するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めがない事項は、別途障害者施策推進部長が定めることができる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 21 日から適用する。

補助の条件

1 事情変更による決定の取消等

- (1) 知事は、この補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

2 承認事項

この補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微なものを除く）。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

- (1) 補助対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。
- (2) 補助対象事業者は、(1)の報告に基づき、知事から指示を受けた場合、直ちにその指示に従わなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことができる。

5 遂行命令等

- (1) 知事は、補助対象事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による書類及び施設の実地調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助対象事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- (2) 補助対象事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、補助対象事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) (2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は、6の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

6 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業が次のいずれかに該当した場合には、この交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ その他この交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの交付決定に基づく命令に違反したとき。
 - エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (2) (1)の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

7 補助金の返還

知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助対象事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

8 違約加算金及び延滞金

- (1) 7の規定により、知事が補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助対象事業者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 知事が補助対象事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助対象事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助対象事業者は、納期日の翌日から納付までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

9 違約加算金の計算

8（１）の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助対象事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

10 延滞金の計算

知事が8（２）の規定により延滞金の納付を命じた場合において、補助対象事業者が返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したとき、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

11 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助対象事業者に対し補助金の返還を命じ、補助対象事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助対象事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

12 維持管理

補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

13 財産処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

14 財産処分に伴う収入の納付

補助対象事業者が13の規定による知事の承認を受けて財産を処分することにより収入を得た場合、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

15 消費税等に係る税額控除の申告

補助対象事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第3号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

16 補助金調書の作成

補助対象事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

17 関係書類及び帳簿の整理保管

補助対象事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類その他の関係書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

18 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助対象事業者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

19 他の補助金等との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの補助金の交付を受けてはならない。

20 その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させることができる。

別記第1号様式

令和 年 月 日

東京都知事 殿

主たる事務所の所在地
法人名称
代表者職・氏名

印

令和〇年度強度行動障害者等の受入れ環境整備事業補助金交付申請書

強度行動障害者等の受入れ環境整備事業補助金について、下記のとおり交付申請をします。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
(1) 別紙 交付申請額内訳
(2) 印鑑証明書（郵送申請の場合）
(3) その他参考となる書類
- 3 誓約・確認事項

	当該申請により補助金の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない。あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意する。
	都が補助金の交付の決定を取り消した場合、補助金の交付後であっても返還に応じる。
	補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図る。
	この補助金における収入及び支出等に係る証拠書類その他関係書類を5年間適切に整備・保管する。また、都が求めたときは速やかに提出する。
	補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等資金の提供を受けていない。
	本補助金と対象経費を重複して、他の地方公共団体等及び他の事業から補助金の交付を受けていない。
	補助事業を実施する事業所において、人員基準違反が生じていない。
	補助事業が、強度行動障害者等の重度障害者の受入れ環境整備に資するものとなっている。

4 連絡先

担当部署			
担当者			
電話番号			
郵送先	〒	-	
	住所		
e-mailアドレス			

別記第2号様式

令和 年 月 日

東京都知事 殿

主たる事務所の所在地

法人名称

代表者職・氏名

印

令和〇年度強度行動障害者等の受入れ環境整備事業補助金実績報告書

強度行動障害者等の受入れ環境整備事業補助金について、下記のとおり交付申請及び事業実績報告をします。

記

1	実績報告額	金	円
---	-------	---	---

2 添付書類

- (1) 別紙 実績報告額内訳
(2) 口座振替依頼書
(3) その他参考となる書類

3 連絡先

連絡先			
担当部署			
担当者			
電話番号			
郵送先	〒	-	
	住所		
e-mailアドレス			

別記第3号様式

番 年 月 号
日

東京都知事 殿

補助事業者名
代表者名

〇〇年度消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定があった補助金について、強度行動
障害者等の受入れ環境整備費補助金交付要綱別紙15に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は
事業実績報告額

金 円

- 2 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 円

- 3 その他参考となる書類

連絡先	担当者	
	電 話	
	メールアドレス	